

総行市第 110 号
平成 21 年 5 月 27 日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための
住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて（通知）

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の方の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）については、平成 16 年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号）、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等から各都道府県あて通知。以下「事務処理要領」という。）等の一部が改正され、以後、これらの省令及び通知等に基づき、各市区町村において対応がなされているところと認識しています。

こうした中で、今般、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」（平成 21 年 5 月総務省。以下「DV 評価書」という。）において、総務省に対して、市町村の住民基本台帳担当部署が「住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性を確認する際は、被害者の負担を軽減する観点から、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底すること」などの勧告がなされたところです。

各市町村におかれましては、別紙を参照の上、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検し、上記省令及び通知等に基づき適切に対応されるようお願いいたします。

特に、住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性の確認並びに住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局と住民基本台帳担当部局との連携及び更なる被害者情報の厳重な管理について、徹底を図るようお願いいたします。

貴職におかれましては、この旨、貴都道府県内の市町村に周知・徹底を図っていただくとともに、その運用に遺漏がないよう格別の御配慮をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

DV評価書において勧告された内容とその対応について

(勧告1) 住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性を確認する際は、被害者の負担を軽減する観点から、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底すること。

→ 支援措置の必要性の確認方法については、従来、事務処理要領等により周知してきたところですので、これらを改めて御確認いただき、適切な運用をお願いします。

<参考>

○ 事務処理要領6-10-イ- (ア) (抄)

当初受付市町村は、申出者がア- (ア)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴取し(A)、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求める(B)ことにより確認する。

※ (A)又は(B)いずれの方法でも良い。

○ ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について(平成18年10月4日付け総行市第136号) (抄)

- ・ 申出者が事前に警察署等に相談している場合に、再度申出者を警察署等に相談に行くよう教示することは適当ではないと考えます。
- ・ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付などに係る支援措置の実施に関する最終的な判断は、市町村長において主体的に行うことが必要と考えます。
- ・ 事務処理要領第6-10-イ- (ア)中「上記以外の適切な方法」として、自市町村にDV・ストーカー行為等の被害者の相談に対応することが適切な部署が設置されている場合には、当該部署の長の意見により確認を行うこととして差し支えありません。
- ・ 他の市町村で支援措置を受けていた被害者が、当該市町村における支援措置期間が終了する前に自市町村に転居してきた場合には、同人から新たに申出を受け付けることとなりますが、その際に必要となる支援措置に必要な確認を、先に支援措置を行った市町村の長に対して行うこととしても差し支えありません。

(勧告2) 住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例を把握し、市町村に対し、これを情報提供するとともに、住民基本台帳担当部局と連携し更なる被害者情報の厳重な管理を行うよう助言すること。

→ 住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理については、DV評価書において、別添のとおり工夫事例の紹介がなされているところであり、同事例も参考としつつ、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局と住民基本台帳担当部局との連携及び更なる被害者情報の厳重な管理について、徹底を図るよう対応をお願いします。

なお、自市町村における工夫事例がございましたら、各市町村あてに情報提供することといたしますので、適時、都道府県を通じて報告願います。

<参考>

○事務処理要領6-10-サ（抄）

イ又はオにおいて支援の必要性があることを確認した市町村長は支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧についてもこの支援措置と同様の措置が円滑に講じられるよう、選挙管理委員会と連携を取ることが適当である（「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について」平成17年3月25日総行選第7号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）。同様の趣旨から、当該市町村内の関係部局に、必要な情報を提供することにより、これらの部局との連携に努めることが必要である。

（勧告3） 住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、定期的にフォローアップすること。

→ 「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数について（依頼）」（平成21年4月17日付け事務連絡）により、既に御報告をいただき、とりまとめたところですが、今般の勧告を踏まえ、定期的にフォローアップを実施することとしますので、引き続き、御協力をお願いします。

<別添>

「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」（平成21年5月総務省）（抜粋）

第3-4-(4)-(指標の把握・分析結果等)-①

iv 関係部局における情報の管理

ii) 被害者情報の管理に関し工夫している例

（関係部局との連携の確保）

住民基本台帳担当部局と住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局（以下「住基関係部局」という。）の連携を図り、被害者の情報の厳重な管理に努めているものが17市みられた。その主な具体的例は次のとおりである。 [資料56 参照]

（事例1）那覇市

住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援措置を講ずることが決定されたときは、住民基本台帳担当部局（市民課）は、住基関係部局に対し、被害者を支援するための庁内ネットワーク会議等を通じて支援対象者の情報を厳重に管理するよう要請するとともに、住民記録検索システムの画面上に支援対象者であることを示すフラグを設定し、住基関係部局（注）の担当者が一目で分かるようにしている。

（注）国保・後期高齢医療課，子育て応援課，市民税課，税務課，選挙管理委員会等

（事例2）秋田市

住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援措置を講ずることが決定されたときは、住民基本台帳担当部局（市民課）は速やかに支援対象者の情報を住基関係部局（注）に提供し、住基関係部局は原則として支援対象者本人以外の者から住所が記載された証明書等の発行を求められても応じないこととしている。

（注）国保年金課，障害福祉課，市民税課，資産税課，納税課，介護高齢福祉課，後期高齢医療課，市民課（児童手当担当），選挙管理委員会

（事例3）前橋市

住民基本台帳担当部局（市民課）は、住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援措置の申出人（被害者）に対し、支援措置を講ずることが決定されたときは、支援対象者の情報を住基関係部局（注）に連絡するとともに厳重な管理を行うよう要請するがそれでよいか同意を求めることとしている。その際、被害者は、自らの情報を連絡する部局を選択できることとなっている。

（注）国保年金課，児童家庭課，学校教育課，保険予防課，市民税課，資産税課，収納課，建築住宅課，社会福祉課，介護高齢福祉課，障害福祉課等

※ 総務省HP (<http://www.soumu.go.jp/>)

「広報・報道」-「報道資料」-「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果」（平成21年5月26日）